

グループホーム入居者負担軽減事業Q&A

R8.7.30版

1 この事業について

1-1	どのような事業なのか？	費用負担が困難な低所得の方に負担軽減を行う事業所に対して、日額500円の助成を行うことで、認知症対応型グループホームへの入居を支援するという事業です。
1-2	広域連合の役割は？ 広域連合は誰に対して助成を行うのか？	広域連合は、申請者が事業の対象に該当するかどうかの判断を行います。該当した方に直接助成金の給付を行うわけではありません。助成はあくまでも負担軽減を実施した事業所に対して行います。
1-3	なぜ、広域連合が申請者に直接助成金の給付を行わないのか？	本事業は国の地域支援事業を活用して行われるものであり、そこで事業者に対して助成を行うものとして定められているためです。

2 この事業の対象者について

2-1	この事業の対象となる方 (負担軽減を受けられる方) の要件は？	以下をすべて満たす方が対象となります。 ①広域連合内に住所を有している方。 ②広域連合内のグループホームに入居している方。 ③本人の属する世帯が市町村民税非課税世帯である方。 ④配偶者(内縁関係の者を含む)が市町村民税非課税である方。 ⑤預貯金等の額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は両者の合計が2,000万円以下)である方。 ⑥生活保護を受給していない方。
2-2	グループホームの短期利用者は対象となるか？	対象外となります。
2-3	生活保護者は対象となるか？	2-1の⑥のとおり、対象外となります。 対象決定後に生活保護を受給することになった場合、受給開始日より軽減対象外となりますので、中止届(様式第3号)の提出が必要です。
2-4	この事業の対象者になれば、必ず費用の負担軽減を受けられるのか？	この事業は「負担軽減を行う事業所」に対して助成するものであり、実際に負担軽減を行うかどうか、実施する場合にいつから負担軽減を行うのかは、それぞれの事業所の判断となります。
2-5	負担軽減認定の有効期間はいつまでか？	広域連合では、申請のあった月の初日からその日の属する年の7月31日までを有効期間として認定します。ただし、8月から12月までの間に申請があった場合は、申請のあった年の翌年7月31日までとなります。

3 この事業の対象事業所について

3-1	この事業の対象となる事業所は？	以下をすべて満たす事業所が対象となります。 ①広域連合内に所在。 ②指定認知症対応型共同生活介護事業所、 または指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 ③低所得の利用者に対して負担軽減を行っている。 また、助成を受けるためには、あらかじめ広域連合により登録を受ける必要があります。
3-2	現在登録済みの事業所の数は？	令和8年7月30日時点で、75の事業所が登録されています。
3-3	特定施設は対象になるか？	特定施設は対象外となります。
3-4	グループホームのみが対象である理由は？	入所・入居系サービスのうち、特養・老健・ショートステイには法定で負担軽減措置がありますが、グループホームにはそうした負担軽減措置がありません。グループホームは利用者の負担額が比較的高いことから、低所得者でも利用できるようにするため、本事業により軽減を行うものです。
3-5	登録事業所は、どういった場合に広域連合長に届け出る必要があるか？	次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもって届け出なければなりません。 ①住所および法人名称または代表者氏名を変更したとき。 ②事業所の管理者を変更したとき。 ③その他届け出が必要と認められるとき(例:振込先口座が変わる場合、請求額に修正があった場合など)

3-6	事業所は一般の方への周知として、入居の相談に来た際に説明すべきか？	広域連合作成の介護保険パンフレットやチラシなどで一般の方に周知してまいります が、グループホームでもご案内をお願いいたします。
3-7	事業所は、運営規程・重要事項説明書・契約書を改正し、改めて利用者に説明し同意を得る必要があるか？	重要事項説明書に記載し、利用者またはその家族に対して事業のご説明をお願いいたします。運営規程および契約書については、各事業所の判断で結構です。

4 申請について

4-1	申請はグループホーム入居前でも可能か？	入居するグループホーム、入居日が決まっていれば、入居前に予め申請することも可能です。
4-2	確定申告の際に(被扶養者であるなどして)申告不要だったため申告をしていないが、この申請をするにあたり税の申告を行う必要があるか？	申請前に必ず申告が必要です。 確定申告では被扶養者である場合などに申告を省略可能としていますが、地域支援事業においては、世帯全員が非課税であることが確認できない場合、課税者と同様の取り扱いをすることになっています。そのため、確定申告を行っていない場合でも、申請前に必ず申告が必要となります。
4-3	申請の際に、預貯金等の写しは必要か？	必要となります(施設サービスの負担軽減制度と同様の取り扱い)。 申請時に窓口にて原本確認後、写しをとらせていただきます。 預貯金等とは具体的には、主に以下のようなものになります。 ①預貯金(普通口座、定期口座) ②有価証券(株式、国債、地方債、社債など) この他金銀等の貴金属や投資信託、タンス預金(現金)なども含まれます。生命保険や自家用車等は含まれません。詳細は広域連合にお問い合わせください。 ※なおこの添付書類は、年に一度の更新の都度、最新のものが必要になります。
4-4	事業所は代行申請ができるか？ (利用者本人が認知症のため申請できず、家族もいないなどの場合)	可能です。代行申請する場合は、申請書(様式第1号)表面の申請者欄は被保険者本人とし、裏面の代筆者欄へ記入が必要です。 また、課税状況や預貯金等の個人情報が必要とするため、取り扱いには十分な注意が必要となります。

5 助成金の申請と請求・支払について

5-1	事業所は対象者の負担軽減をいつから行えばよいか？	負担軽減は、原則として決定通知書を事業所に提示された月の初日から行ってください。 ※5-2もご参照ください。
5-2	事業所に通知書を提示されたのが申請した日の翌月以降だった場合(月末の申請で、通知の発送が翌月になったときなど)負担軽減は提示された月からか、それとも申請月からになるか？	5-1のとおり、負担軽減は決定通知書を事業所に提示された月から行ってください。ただし、月末の申請など、やむを得ない事情により決定通知書の提示が遅れた場合は、申請月に遡っての負担軽減にご協力くださいますようお願いいたします。 なお、負担軽減を決定した際には参考として、事業所に対し決定通知書の写しを送付しております。
5-3	実施確認書(様式第7号)に記載する利用期間について、外泊や入院等のあった日を日数に含めるのか？	外泊や入院等があり、家賃等を請求せず負担軽減が無い日数は「〇日間」の日数から除き、備考欄に「2日入院」等と記載してください。 ただし、契約により外泊や入院等のあった日に対しても家賃等の請求を行った場合は、負担軽減を行い日数に含めることができます。
5-4	月途中の入居の場合、軽減対象期間はどうになるか？	通知書に記載の適用期間は申請月初日からとなりますが、軽減の対象となる期間はグループホームを利用した期間となります。よって月途中の入居の場合、入居日以降が軽減対象期間となります。実施確認書の備考欄に入居日を記載してください。
5-5	退去した場合、軽減対象期間はどのようになるか？	軽減の対象となる期間は退去日まで(退去日を含む)となります。実施確認書の備考欄に退去日を記載してください。 ただし、グループホームから荷物等完全に退去するまでの数日間に家賃等請求を行った場合は負担軽減を行い日数に含めることができます。 退去または広域連合外への転居・転所等により事業そのものの対象からも外れることが判明した場合には、変更・中止届(様式第3号)の提出が必要なことをお伝えください。
5-6	助成金申請書兼請求書の提出後に報告人数や請求の漏れが判明した場合は？	受付期間内であれば、正しい内容で再提出してください。受付期間後については、次回請求時に請求漏れ分を含めて請求してください。
5-7	国保連に請求することはできないのか？ 請求コードを設定することはできないのか？	自費(介護保険報酬外)への補助であるため、国保連を通して請求することはできません。
5-8	どのような場合に、助成金が返還となるのか？	事業所が次のいずれかに該当したときには、助成金の全部もしくは一部を返還していただく必要があります。 ①助成金の決定内容に違反したとき ②不正な手段により助成を受けたとき ③その他広域連合長が取消または返還が妥当と認めたとき